

●会議室等使用料金表

使用時間 室名	面積 (㎡)	定員 (人)	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大会議室	476	500	18,160円	21,820円	26,130円	36,320円	39,850円	58,010円
第1会議室	50	24	910円	1,030円	1,300円	1,820円	1,960円	2,860円
第2会議室	100	72	1,830円	2,080円	2,610円	3,640円	3,920円	5,730円
第3会議室	102	和室	1,870円	2,120円	2,660円	3,710円	4,010円	5,850円
第4会議室	74	45	1,350円	1,540円	1,930円	2,690円	2,910円	4,240円
第5会議室	22	18	400円	460円	570円	800円	860円	1,260円
第6会議室	48	和室	860円	980円	1,230円	1,710円	1,850円	2,700円
調理実習室	74	24	1,830円	2,140円	2,850円	3,610円	4,060円	5,970円

- 備考 1 高松市以外に住所を有する者が使用するときは、上記の使用料金に3割加算されます。
- 2 練習又は準備等のため大会議室の舞台のみを使用するときは、大会議室使用料金の5割の額を徴収します。
- 3 申込時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、超過又は繰り上げ時間1時間につき、別に全日の使用料金の1割を徴収します。この場合において30分以上は、1時間とみなします。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとします。

次のいずれかに該当するときは、使用を許可することができません。

- (1) 秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は付属施設をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とすると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他社会福祉の増進に支障があると認められるとき。